(2)　特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止した日から一年を経過する日までの期間内に解体に着手しない場合の益金算入について、その経過する日前にその特定原子力発電施設の廃止措置計画について原子力規制委員会の認可の申請を行った場合には、その期間にその申請の日から認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算する。

(九)　保険会社等の異常危険準備金制度について、中小企業等協同組合法の改正により火災共済協同組合が火災等共済組合となることに伴い、火災等共済組合を引き続き制度の対象とすることとした。(租税特別措置法第五七条の五及び第六八条の五五関係)

(一〇)　次に掲げる準備金制度について、青色申告書の提出の承認を取り消された場合又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合の準備金の取崩し方法を一括取崩し（改正前二年均等取崩し）とすることとした。

(1)　海外投資等損失準備金（租税特別措置法第五五条及び第六八条の四三関係）

(2)　金属鉱業等鉱害防止準備金（租税特別措置法第二〇条、第五五条の五及び第六八条の四四関係）

(3)　特定災害防止準備金（租税特別措置法第二〇条の二、第五五条の六及び第六八条の四六関係）

(4)　新幹線鉄道大規模改修準備金（租税特別措置法第五六条及び第六八条の四八関係）

(5)　使用済燃料再処理準備金（租税特別措置法第五七条の三及び第六八条の五三関係）

(6)　原子力発電施設解体準備金（租税特別措置法第五七条の四及び第六八条の五四関係）

(7)　関西国際空港用地整備準備金（租税特別措置法第五七条の七及び第六八条の五七関係）

(8)　中部国際空港整備準備金(租税特別措置法第五七条の七の二及び第六八条の五七の二関係)

(9)　特定船舶に係る特別修繕準備金（租税特別措置法第二〇条の三、第五七条の八及び第六八条の五八関係）

(10)　探鉱準備金又は海外探鉱準備金（租税特別措置法第二二条、第五八条及び第六八条の六一関係）

(11)　農業経営基盤強化準備金（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(三)　沖縄の認定法人の所得の特別控除制度について、沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行うこととした。(租税特別措置法第六〇条及び第六八条の六三関係)

(1)　情報通信産業特別地区に係る措置について、対象となる地区を提出情報通信産業振興計画において情報通信産業特別地区として定められている地区とする。

(2)　国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象となる地区を提出国際物流拠点産業集積計画において国際物流拠点産業集積地域として定められている地区とする。

(3)　金融業務特別地区に係る措置について、青色申告書を提出する内国法人で、沖縄振興特別措置法の規定による認定を経済金融活性化特別地区の指定の日から平成二九年三月三一日までの間に受けたもの（その指定の日以後に設立された法人で、その地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、その設立の日から同日以後一〇年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度において所得の金額として一定の金額を有する場合には、その金額の一〇〇分の四〇相当額にその内国法人のその地区内の事業所において事業に従事する者の数のその内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合を乗じた金額の所得控除ができる措置に改組する。なお、特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度については、この措置は適用しない。

(三)　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例について、右記(五)(1)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においてはこの制度を適用しないこととした上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第六〇条の二及び第六八条の六三の二関係)

(三)　農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる農用地等の取得の範囲から非適格現物分配による取得を除外することとした。(租税特別措置法第二四条の三、第六一条の三及び第六八条の六五関係)

(四)　交際費等の損金不算入制度について、次のとおり見直しを行うこととした。(租税特別措置法第六一条の四及び第六八条の六六関係)

(1)　平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の額の一〇〇分の五〇相当額を超える部分の金額を損金の額に算入しないこととする。

(2)　中小法人に係る損金算入の特例について、右記(1)との選択適用とする。

(五)　使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例について、その適用期限を撤廃することとした。(租税特別措置法第六二条及び第六八条の六七関係)

(六)　土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用停止措置の期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づくマンション敷地売却事業（その事業に係る認定買受計画に、マンションを除却した後の土地に建築される一定のマンション、公共施設等に関する事項の記載があるものに限る。）を実施する者に対する土地等の譲渡又はそのマンション敷地売却事業に係る認可を受けた分配金取得計画に基づくそのマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡を加えた上、その期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第六二条の三、第六三条、第六八条の六八及び第六八条の九九関係)

(七)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え以外の措置の適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第三七条～第三七条の四、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係)

(1)　既成市街地等の内から外への買換えについて、農業及び林業以外の事業の用に供される買換資産の対象区域に都市開発区域を加える。

(2)　市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換えについて、買換資産を認定農業法人又は認定就農者が取得する一定の土地等、建物、構築物又は機械装置に限定する。

(3)　航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産を特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等の規定により譲渡されるもの（土地等にあっては、平成二六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日以後に取得がされたものを除く。）に限定する。

(4)　誘致区域の外から内への買換え及び都市開発区域等の外から内への買換えのうち都市開発区域に係る措置を除外する。

(5)　都市再生特別措置法の都市機能誘導区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物から都市機能誘導区域内にある特定資産で、その区域内における誘導施設等整備事業に係る認定誘導事業計画に記載された誘導施設において行われる事業の用に供されるものへの買換えを適用対象に加える。

(6)　農用地区域等内にある土地等の買換えについて、譲渡資産を農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地等に限定するとともに、買換資産を農用地利用集積計画の定めるところにより認定農業法人等又は認定就農者が取得する一定の土地等に限定する。